

第1章 計画の基本的事項

1. 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法*第4条に規定されている市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関して基本となる計画です。これは、市町村が、その区域内における緑地の適正な保全や緑化の推進、公園の整備に関して緑のあるべき姿と目標、それらを実現するための施策等を定める、都市の水と緑に関する総合的な計画です。

2. 計画の背景と目的

1) 背景

本市は、「とよはし緑の基本計画」（以下、「旧緑の基本計画」という。）を平成8年に策定し、既存の緑を守る“緑の保全”、豊かな緑をつくる“緑の創出”、緑に親しむ“緑の普及・啓発”という基本方針に基づき、市民とともに緑のまちづくりを推進してきました。

緑は市民生活に必要な社会基盤として健康づくりや社会貢献の場として活用されています。また、阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験から、緑の防災機能が見直されています。しかし、都市における貴重な緑が開発等により失われるなか、少子高齢化の進行、生物多様性*の喪失や地球温暖化、ヒートアイランド現象*の深刻化など、都市の緑を取り巻く社会情勢は変化しています。

平成16年に新たな緑の保全・創出制度を加えた都市緑地法及び都市公園法*の改正、景観法の制定、平成19年に第3次生物多様性国家戦略*の閣議決定などが行われ、平成23年10月には緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項が策定されました。また、平成22年に名古屋市で地球上の多様な生物をその生育環境とともに保全することなどを定めた「生物多様性条約」の第10回締約国会議（COP10）が開催されました。

本市では平成23年に緑の基本計画の上位計画である第5次豊橋市総合計画や豊橋市都市計画マスタープラン、関連計画となる第2次豊橋市環境基本計画を策定しました。愛知県においても、平成23年11月に愛知県広域緑地計画が策定されました。

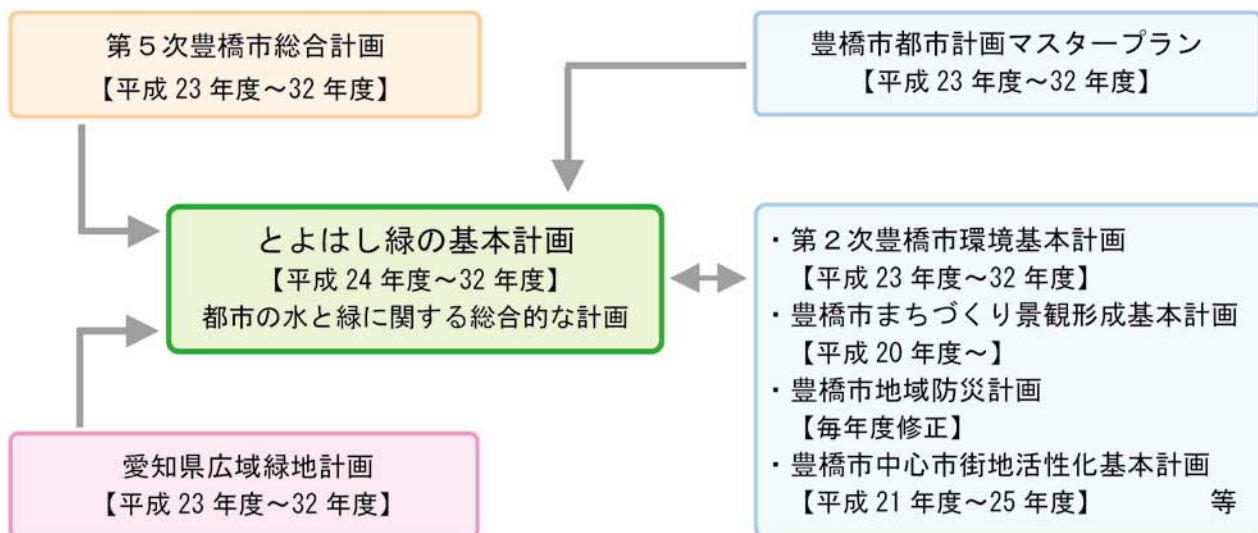
この旧緑の基本計画の成果を踏まえつつ、社会情勢の変化などに対応するため、改訂するものです。

2) 目的

本計画は、これらの背景から、緑の質を重視しつつ、快適で、うるおいと安らぎが感じられる豊かな緑の将来像の実現に向けて、市民・NPO、事業者と行政が一体となった緑のまちづくりを目的としています。

3. 計画の位置づけ

緑の基本計画は、総合計画に即し、緑のまちづくりを進めていくための水と緑に関する総合的な計画となります。また、都市計画マスタープランに適合するとともに、環境基本計画・まちづくり景観形成基本計画等の関連計画と調和を図りながら定めるものです。広域的な視点からは、愛知県広域緑地計画を踏まえながら定めます。



とよはし緑の基本計画と関連計画との関係

4. 計画のフレーム

1) 計画期間

本計画は、平成24年度から平成32年度までを計画期間とし、目標年次を平成32年度とします。また、5年後を目処に計画の進捗状況进行评估し、施策の見直しを行います。

目標年次：平成32年度

2) 将来推計人口

平成27年度における人口は375,000人、目標年次（平成32年度）における人口は372,000人を想定します（平成22年は376,665人）。

将来推計人口：372,000人（平成32年度）

3) 対象区域

本計画は、豊橋市全域を対象とします。

5. 対象とする「緑」と緑の役割

(1) 対象とする「緑」

本計画において対象とする「緑」は、樹林地、草地、水辺、農地、街路樹等の公共空間の緑、個人庭園等の民有地の緑とします。これらの緑は、地域社会を支える基盤となっています。



本計画で対象とする「緑」

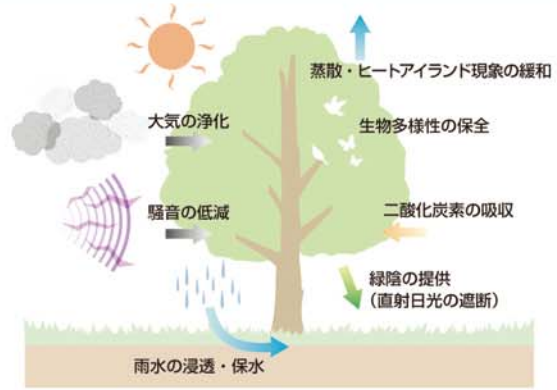
写真提供：中日新聞社

(2) 緑の役割

都市の緑の役割を大別すると、「良好な都市環境の形成」「美しい都市景観の形成」「レクリエーション拠点の創出」「都市の安全性の向上」の4つがあります。また、緑をネットワーク化することにより、これらの機能をさらに高めることが期待できます。

良好な都市環境の形成

都市の緑は、汚染物質の吸収・吸着による大気浄化、騒音・振動の低減、雨水の地下浸透や蒸発散*等を通じた水循環、二酸化炭素の吸収やヒートアイランド現象の緩和等、良好な都市環境の形成に寄与しています。さらに、都市の樹林地や水辺等は、野生生物の生息地・生育地として生物多様性を支え、人と自然が共生する良好な都市環境を形成します。



緑による都市環境の改善

美しい都市景観の形成

多様な植物が都市の緑を構成することにより、四季の変化を感じることができるような美しい都市景観を形成します。また、市民にゆとりややすらぎをもたらし、子ども達の豊かな感受性を育みます。



美しい街路樹 (くすの木通り)

レクリエーション拠点の創出

都市の緑は、健康で文化的生活を送るために必要であり、身近な自然とのふれあいや運動・交流の場、憩い遊ぶ場として、市民の多様なレクリエーションの拠点となります。



レクリエーションの拠点 (牛川遊歩公園)

緑のネットワーク

都市の安全性の向上

都市の緑は、大雨の際に一時的に雨水を蓄えて洪水を防止し、大地震や火災の発生時には市民の避難場所となります。また、火災の延焼防止、救援活動や復旧活動の拠点となるなど、緑を適切に確保することで都市の安全性・防災性が向上します。



防災用備蓄倉庫 (豊橋総合スポーツ公園)